



自筆証書遺言を 法務局で保管する制度が スタート

明石 久美 Akashi Hisami 明石シニアコンサルティング代表、明石行政書士事務所所長
相続・終活コンサルタント、特定行政書士。供養関係に詳しいため、終活を含めた相続対策や相続手
続きを行っている。全国でセミナーもっており、メディア出演や雑誌の監修、著書等も多数ある。

はじめに

2018年7月の民法(相続法)の改正に伴い、法務局における遺言書の保管等に関する法律(遺言書保管法)が制定され、2020年7月10日から法務局で自筆証書遺言を預かってもらえる「遺言書保管制度」が開始されました。それにより、方式不備で無効になることが避けられたり、遺言者の死後に行う検認(家庭裁判所で行う遺言書の偽造・変造防止手続き(民法1004条))が不要になったりするなど、相続人の負担が軽減されるようになりました。

しかし、ただ自筆証書遺言を作成して法務局に預ければよいわけではありません。遺言書作成には多くの注意点があるため、よく理解したうえで作成しなければ、かえって相続人が困ってしまうからです。

そこで、遺言書の種類やメリット・デメリット、遺言書を作成するとよいケースのほか、自筆証書遺言の保管制度の概要などについて知識を持っておきましょう。

遺言書の種類と作成の注意点

(1)遺言書の種類とそれぞれのメリット・デメリット

遺言書には、自筆証書遺言、公正証書遺言、秘密証書遺言の3種類があります(民法967条)。しかし、秘密証書遺言は利用されるケースが少ないため、主に利用されるのは自筆証書遺言と

公正証書遺言です。

それぞれの特徴は表のとおりです。

(2)自筆証書遺言作成の注意点

自筆証書遺言は4つの要件(全文自筆、日付、署名、押印)が必要であり、1つでも欠けると無効になります(民法968条1項)。

自筆が要件のため、ワープロ作成や、録音、録画したものは無効です。全文自筆となっていますが、法改正により、財産目録のみワープロ作成や通帳のコピー、不動産の登記事項証明書などの添付でも可能になりました。その場合、添付書類には1枚ごとに(両面に記載があれば両面に)署名と押印が必要です(民法968条2項)。

日付は西暦、和暦どちらでも大丈夫ですが、日にちの特定が必要なため、「吉日」は無効です。

署名はフルネームを書きますが、相続手続きを考えると戸籍謄本等と同じ漢字の字体にし、実印で押印することをお勧めします。なお、スタンプ印での押印は無効になります。

自筆証書遺言は費用をかけず内緒で作成できる半面、遺言者に作成させることも可能です。また、遺言内容によっては無効と同様の状態になることがあります。よくあるのが、書き漏れの財産があって、相続人全員で遺産分割協議が必要になったり、「渡す、あげる」などの記載により手続きが大変になったりするケースです。そのほか、遺言執行者(遺言どおりに手続きする人)が書かれておらず、家庭裁判所で遺言執行者を選んでもらう手続きが必要になり、相続

表 3種類の遺言書のメリット・デメリット

	遺言書の種類		
	自筆証書遺言	公正証書遺言	秘密証書遺言
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・費用がかからない ・好きなときに書くことができる ・遺言者の死後、遺言書の有無の検索ができる^{※1} 	<ul style="list-style-type: none"> ・公証人が作成するため、本人の意思が明確 ・無効、紛失、偽造のおそれがない ・遺言者の死後、遺言書の有無の検索ができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・代筆、ワープロでも作成可能 ・内容を秘密にしたまま遺言書の存在証明ができる
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・全文を手書き^{※2}で作成しなければならない ・方式不備により無効になるおそれがある^{※3} ・書かせた、筆跡が違うなど、有効・無効の争いが起こる可能性がある ・紛失、破棄、偽造・変造、隠匿される可能性がある^{※3} ・内容不備で手続きができないケースもある ・遺言書が発見されない可能性がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・公証役場へ出向いて作成する必要がある(公証人に出張依頼も可。ただし出張費用が別途必要) ・作成費用がかかる ・内容を秘密にできない 	<ul style="list-style-type: none"> ・公証人の証明が必要 ・公証人の証明のための費用がかかる ・方式不備により無効になるおそれがある ・紛失、隠匿のおそれがある
証人 ^{※4}	不要	2名以上必要	2名以上必要
検認	必要 ^{※3}	不要	必要

※1 遺言書保管制度を利用した場合 ※2 財産目録のみパソコン作成や通帳コピー等の添付も可 ※3 遺言書保管制度を利用しない場合
※4 脚注を参照

手続きがスムーズにできない場合もあります。

遺言書は、財産の書き漏れや内容不備の対策などができていないと、かえってもめる結果を招いたり、相続人の負担を増やしたりすることにもなりかねません。

遺言書の作成目的は作成することではありません。目的の達成に必要ななら、公正証書遺言で作成したり、専門家(相続を取り扱っている弁護士や行政書士等)を介入させたりすることも必要です。専門家は遺言者では気づかないようなトラブルの先読み対策もできるからです。

(3)公正証書遺言の注意点

公正証書遺言は、本人が口述した遺言内容を公証人が直接聞き取り、遺言書にするものです(民法969条)。本人の意思が明確なため、書かせたなどで相続人同士の無用な争いを避けることができます。しかし、先述したように相続対策

やトラブル回避の対策は専門家が詳しいことから、対策を盛り込んだ遺言内容の原案を専門家に作成してもらったのち、公正証書遺言にしたほうが安心です。

なお、公証役場に行けない場合は、公証人が出張してくれるため(ただし費用は1.5倍かかるほか、日当や交通費も必要です)、施設や病院等でも作成が可能です。

また、証人2名以上の立会いを必要としますが、条件があります(民法974条)*。専門家が関与せず、心当たりもない場合は、公証役場に相談すれば証人になってくれる専門家の連絡先を教えてください。

公正証書遺言は作成費用がかかりますが、自筆証書遺言と比べると相続手続きがスムーズに行えます。

* 未成年者、推定相続人および受遺者ならびにこれらの配偶者および直系血族のほか、公証人の配偶者やその四親等内の親族、書記および使用人は証人となれない。

遺言書作成が望ましいケースと 注意点

遺言書は、相続財産の分け方で大変な思いをしないように、また、相続手続きがスムーズに進むようにするためのものです。ケースによっては、遺言書を作成したほうがよい人もいます。具体的には次のようなケースとなります。

遺言書があるとよいケース

- ①相続人がいない、子がない
- ②先妻と後妻に子がいる
- ③障がい者・行方不明者・認知症の推定相続人がいる
- ④財産の割合を指定したい
- ⑤相続人以外に遺産を渡したい
- ⑥相続人が国外に住んでいる
- ⑦土地が多く預貯金が少ない
- ⑧特定の人に事業承継させたい

上記の一部について以下に説明します。

(1) 子がない場合

夫に子がおらず両親もいない場合は、夫の相続人は妻と夫のきょうだいです。妻は、夫のきょうだいと遺産分割を行わなければなりません。それを避けるには、夫が妻に全財産を残す旨の遺言書を作成しておくしかありません。夫のきょうだいには遺留分(相続人に保証されている最低限の相続分)がないため(民法1042条)、すべて妻に相続させることができるからです。

また、妻も遺言書を作成しておき、最終的な遺産をどうしたいのか夫婦で考えておく必要があります。

(2) 認知症の相続人がいる場合

例えば母が既に認知症になっており、その母にまだ後見人がついていない状態で父が遺言書を残さず亡くなったとします。遺言書がない場合は、相続人全員で遺産分割の話し合いをしなければなりません。作成した遺産分割協議書に署名、押印、印鑑登録証明書も必要です。

母に判断力がなく遺産分割等ができない場合

は、家庭裁判所に申立てをして、母の代わりに遺産分割を行う後見人をつけてもらわなければなりません。しかし、後見人がつくまでに1～2カ月程度かかるため、それまでは相続手続きができません。また、弁護士や司法書士などの専門家が後見人に選ばれる場合が多く、相続人の間で自由に遺産を分けるのが難しくなります。それだけではなく、母が亡くなるまでその専門家の後見人に報酬が必要です。

仮に子が後見人に選ばれたとしても、専門家が後見監督人として関与していない場合は、子も母も相続人であることから、別途「特別代理人」を家庭裁判所で選んでもらわなければなりません。

このように、認知症の人がいて遺産分割ができない可能性がある場合には、遺言書を作成しておく家族が困らずに済みます。

(3) 「遺留分」に注意が必要な場合

遺産の割合を変えて渡したい場合は「遺留分(相続人に保証されている最低限の相続分で、大抵は法定相続分の半分)」に注意しなければなりません。

例えば、母の相続人が長男と長女の場合、母が遺言書で長男に財産を多めに残す内容を作成していたら、長女は「もっと遺産をもらう権利(遺留分)がある」と長男に主張できます。遺言書によって遺留分が侵害されている場合は、侵害している相手に「遺留分侵害額請求」ができるからです(民法1046条)。遺留分の時効は、遺留分の侵害を知った時から1年ですが(民法1048条)、遺留分を主張するか否かは長女次第です。

今までは遺留分の請求に対し、不動産を共有することなどができたのですが、民法(相続法)の改正で金銭の支払いのみになりました。つまり、長男は請求された遺留分の額を、相続した母の遺産もしくは自己資金で工面し、長女に支払わなければならないのです。

遺言書で自由に相続割合を変えることは簡単ですが、遺留分を侵害する内容によって、金銭で困らせてしまう可能性があることは知ってお

かなければなりません。

自筆証書遺言書保管制度

(1) 遺言書保管制度の大まかな概要

2020年7月10日の遺言書保管法の施行により、遺言者が住んでいる地域や本籍地、遺言者が所有する不動産の所在地を管轄する法務局に、遺言者が自筆証書遺言を預けられるようになりました。大まかな概要は次のとおりです。

- ・ 遺言書原本を遺言者の死後50年、遺言書をデータ化した画像を遺言者の死後150年保管してもらえる(生死が明らかでない場合は遺言者が120歳になるまで)
- ・ 紛失、破棄、偽造・変造、隠匿がなくなる
- ・ 遺言書の検認が不要になる
- ・ 方式不備での無効がなくなる
- ・ 遺言者は預けた遺言書の閲覧や、遺言書の撤回が可能
- ・ 遺言者死亡後のみ、相続人等は遺言書情報証明書の交付請求や遺言書の閲覧請求、遺言書保管事実証明書の交付請求が可能
- ・ 法務局に遺言者が持参しなければならない
- ・ 手数料が必要(保管申請：3,900円、相続人等による遺言書のモニターによる閲覧請求：1,400円、相続人等による遺言書情報証明書の交付請求：1,400円など)

(2) 遺言書保管制度のメリットと注意点

この制度利用で相続人が困らなくなることが3つあります。検認が不要なこと、無効な遺言書ではないこと、遺言書の有無が確認できることです。

検認は、遺言者死亡後に家庭裁判所に申立てをしますが、相続人確定の書類(遺言者の出生時から死亡時までのすべての戸籍謄本や相続人の戸籍謄本)が必要になるため、準備に時間がかかる場合があります。また、申立てをしても検認当日まで1～2カ月程度待たされる場合があるため、その間は預金の解約等相続手続きは

行えません。検認なくすぐに相続手続きの開始ができる点は大きなメリットです。

遺言書は有効なもののみ預かってもらえるため、無効の回避はできますが、遺言内容次第では無効と同様の状態になったり、遺言書に書かれていない財産が見つかって遺産分割協議が必要になったりすることがあります。制度を使っても遺言内容のトラブル対策は別途必要です。

遺言書が作成されているのか確認ができる点はメリットの1つですが、保管されている遺言書が最新の遺言書か分かりません。自宅内を探したり、公証役場で検索をしたりすることも必要です。

また、遺言者の死後に相続人等が遺言書の閲覧や遺言書情報証明書交付の請求をすると、他の相続人等へ通知されます。遺言者の死後に自分だけこっそり遺言内容を確認することはできません。なお、モニターによる遺言書の閲覧や遺言書情報証明書交付の請求は、遺言者との関係性が分かる書類を持参すれば、どこの法務局でも手続きできます。

(3) 遺言書保管制度のデメリットと注意点

この制度の一番のデメリットは、遺言者自身が法務局に出向く必要があることです。一度預けたのち新しい遺言書を作成した場合も、その遺言書を保管してもらうために再度出向かなければなりません。法務局に持参できず手元にある自筆証書遺言が最新の遺言書であれば、検認が必要になってしまいます。検認を避けるには、公正証書遺言で作成する以外に方法はありません。

公正証書遺言は、この制度利用のメリットがすべてであるため、「費用をかけずに行いたい」場合がこの保管制度利用の利点です。

しかし、制度のメリットのみに目を向けるのではなく、遺言書を作成する本来の目的を達成できるようにしなければ、意味がありません。その点を十分理解したうえで制度の利用をしてほしいと思います。